資格喪失後の保険証を使おうとしていませんか?

転職して健康保険の切り替え中ですが、 新しい保険証の発行には1週間ほどかかると言われてます。 どうしても歯が痛くて歯医者に行きたいのですが、 まだ返却していない前加入健保の保険証を使っても良いですか…?





ちょっと待った!! 資格喪失後の保険証はお使いいただくことができません!!

当組合の被保険者・被扶養者でなくなったときは、<u>資格喪失日</u>から当組合の保険証は使えません。 もし誤って使ってしまった場合、当組合が負担した医療費を精算していただきます。

医療費精算の流れ

①資格喪失後の保険証で受診

保険証利用のため医療機関に 自己負担額3割(2割)支払い

医療機関(受診先)



②医療機関から当組合に請求

医療費7割(8割)を 支払基金を経由して当組合に請求

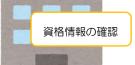
当組合の資格喪失者



③資格喪失者に医療費7割(8割)の 精算のご案内を送付(受診の3~4か月後)

④医療費の精算

当組合



⑤療養費の申請

新しく加入した健保



当組合に医療費の返還をしていただいた後、 レセプト(診療報酬明細書)を送付いたします。 レセプトと領収書を新しく加入した健保にご提出し、 医療費7割(8割)の払い戻しを受けてください。

どうしても受診したいときは、マイナンバーカードで医療機関に受診できます!



保険証切り替え手続き中で保険証がお使いいただけない場合、 マイナンバーカードの保険証利用登録を行っていただくことにより、 マイナンバーカードでの受診が可能です。

マイナンバーカードで受診するメリット

医療費が安くなります!

初診時の窓口加算額が医療機関で保険証利用の場合12円のところ、マイナ保険証の利用で半額の6円に、 調剤薬局で保険証利用の場合9円のところ、マイナ保険証を利用すると3分の1の3円になります!

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検 査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適 切な医療を受けられます。
 - ※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や 禁忌薬剤投与のリスクも減少します。 ※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連 携されます。
- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医 療費控除の確定申告が簡単にできます。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定 証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。 ※新しい保険者による登録手続きが必要です。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。

マイナンバーカードで受診するための準備

1 マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカードを取得



スマホから パソコンから オンライン申請







2 ^

マイナンバーカードをお持ちの方は保険証利用の申込み

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、申込みが必要です。

医療機関で

☑ 医療機関・薬局 の顔認証付き カードリーダーか ら申し込めます



スマホから

☑ 下記3つを準備

マイナポータル

●マイナンバーカード ②マイナンバーカード読取対応のスマホ

❸アプリ「マイナポータル」のインストール

STEP1 「マイナポータル」を起動する。

STEP2 「申し込む」をタップする。 STEP3 利用規約等に同意する。

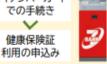
STEP4 マイナンバーカードを読み取る。



セブン銀行ATMで

☑ 必要なものは マイナンバーカード のみ!





2024年12月2日に健康保険証が廃止されることが閣議決定されました。 廃止前に慌てないよう、前もって準備をしておきましょう!

